

「貯蓄預金規定」

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し等)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）
1, 0 0 0 円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は次の5段階とし、預金残高に基づき段階に応じた店頭表示の利率を適用します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 10万円未満
 - ② 10万円以上50万円未満
 - ③ 50万円以上100万円未満
 - ④ 100万円以上300万円未満
 - ⑤ 300万円以上

8. (未利用口座管理手数料)

- (1) 2021年5月1日以降に開設したこの預金口座は、当金庫が定める一定期間、預入れまたは払戻し（利息の組入れ、本条に定める未利用口座管理手数料の引落しを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。

- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が当金庫の定める一定の金額を超えることがない場合には、当該未利用口座から払戻請求書等によらず、当金庫が定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- (3) 未利用口座管理手数料の引落しに際し、当該未利用口座の残高が不足する場合は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知をすることなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。また、解約された未利用口座の再利用には応じられません。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（決済用預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金」共通規定が適用されるものとします。

以上
(2021.5)